

計画対象箇所	意見・提案の内容	市の考え方
<p>【施策3-2】 多様性を認め合う教育の推進</p>	<p>【具体施策】に新たに国民的な課題である「拉致問題」を加え、これまでの経緯、国際社会における取組、アニメ「めぐみ」の上映を通じ、重大な人権侵害そのものであるとの教育を推進します。</p> <p>【数値目標】として、「拉致問題」を全小中学校で実施</p> <p>本市の現状は拉致問題について非常に不熱心であり、中学校で使っている歴史・公民の教科書には拉致問題の項目はありません。文部科学省から全校に送付されたアニメ「めぐみ」も上映していません。また他は蔵書されているのに、この歴史・公民の教科書はなぜか図書館に蔵書されていません。</p>	<p>採択教科書の拉致問題に関する掲載状況ですが、歴史・公民の教科書には写真の掲載も含め記載されています。また、アニメ「めぐみ」の上映については、職員研修で活用されている学校があります。各学校へは、内閣官房拉致問題対策本部事務局企画室および滋賀県教育委員会事務局人権教育課からの、アニメ「めぐみ」の短縮版の活用について周知していきます。図書館の蔵書については、貸出図書としては購入しておらず、学校教育課からの一部教科書のみを蔵書しています。</p> <p>いただいたご意見は大変貴重であり、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>【施策7-1】 地域と共に歩む学校づくりの推進</p>	<p>【具体施策】地域と共に歩む学校づくりの内容に次の文章を追加する。</p> <p>年1回各中学校区において、教育委員・教育担当部署と地域住民との懇談会を実施します。</p> <p>【数値目標】地域住民との懇談会の実施</p>	<p>教育委員と地域の方々・教職員との懇談会は、学校単位で実施しています。幅広く地域の方々と懇談することはとても大切であり、周知や開催の仕方・中味の充実を図ります。</p> <p>さらに開かれた教育行政を進めるため、懇談会の実施方法などは、教育委員も含め教育委員会でも検討していきたいと考えております。</p> <p>よって改めて文言を付け加えることはしません。いただいたご意見は大変貴重であり、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>【施策8-1】 多様な学習機会の充実</p>	<p>【具体施策】公立図書館の充実の内容に次の文章を追加する。</p> <p>知る権利を保障する機関として「収集方針」を公開し、市民の批判と理解を求めて運営していきます。</p> <p>理由として、マスコミの偏向が問題になっているが過去に思想誘導の場となった図書館には必須のものである。</p>	<p>施策8-1の見出しとして「多様な学習機会の充実」とあり、また、P.29に小見出しとして「公立図書館の充実」を掲げその1行目でも「市民が必要とする資料を揃え、資料と市民を結ぶ市民の主体的な学びを支援」という文章に、ご意見の趣旨はこれらのことの前提として、広い意味で含まれていると考えております。</p> <p>いただいたご意見は大変貴重であり、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>【施策1-3】 多文化共生教育の推進</p> <p>【施策3-1】 道徳力を身につけた子どもの育成</p> <p>【施策3-2】 多様性を認め合う教育の推進</p>	<p>施策1-3で、多文化共生の重要性が記されています。また、施策3-1では対話・議論の価値が、施策3-2では多様性尊重の価値が、説かれていると理解されます。</p> <p>これらについて、私は「明示的な言語コミュニケーションを促進すること」を計画に盛り込むことを提案します。</p> <p>自分と異なる文化に属する人が「何を苦痛に感じるか」について、事前に予想できる人間はそう多くありません。ここで、仮に自分も相手も「日本出身の日本国籍の日本語話者」であっても、異なる文化に属している可能性があることに注意が必要です。</p> <p>事前に、「こういう人にはこう接した方がよい、こう接しない方がよい」というパターンを習得するには限界があります。ですので、明示的に言語的に、「こうしてもよいですか？嫌ではないですか？」と尋ね、また、明示的に「自分はこれができる」と伝える、という相互コミュニケーションを促進することが、多文化共生と、「道徳」における対話・議論において極めて重要です。例えば、「豚肉料理をつくりましたが、召し上がりますか？」と尋ねたり、「自分は宗教上の理由で豚肉を食べられないです」と伝えたりできることが大切です。</p> <p>明示的な言語コミュニケーションを促すということは、「場の空気を読み」「言わなくてもわかれ」「そういうもんだから、つべこべ言わずにやれ」といった言動を慎むことです。あるいは、「儒教的」な暗黙の「礼」を重視しない文化を、尊重するということです。明示的な言語コミュニケーションの重要性を大人にも子どもにも伝えていっていただきたいと思えます。</p>	<p>相互コミュニケーションの具体例を示すことで、外国籍の子どもだけでなく様々な人と協調していく力が身につくと考えます。そうしたコミュニケーションを通して他者と共感する力や、自分の気持ちをうまく伝えることのできたという達成感につながると考えます。日常の授業や学校生活でそうした積み重ねの機会を増やしていくことが重要だと考えます。道徳の時間に対話・議論することは、いただいたご意見と同様にとても大切であると考えます。</p> <p>改めて文言を付け加えることはしませんが、いただいたご意見は大変貴重であり、今後の参考とさせていただきます。</p>

<p>【施策1-4】 主権者教育の推進</p>	<p>施策1-4で主権者教育に触れ、「租税や財政の学習、法律の学習」といった内容が挙げられています。 私はこれに加えて、「従属的でない個人を育成すること」を盛り込むことを提案します。 主権者とは、ルールを変更するかどうかを含めた判断を迫られるものです。既存のルールに縛られた考え方ができない人間は主権者として不完全です。人の言うことを聞きさえすればよいのではなく自分で判断することが人間には必要になるのであり、その能力を形成していくことが必要です。 他方で、私の経験からも、現在の子どもたちを観察した結果からも、湖南省市においては既成の秩序に子どもたちを「従わせる」という考え方が強固であると理解されます。このままで子どもの主体的判断能力が養われるはずがありません。 そこで、「従属的でない主体的判断のできる個人を育成する」ことを明確に課題として意識していただけるとよいと考えます。具体的な内容の例として以下を挙げます。 ・スウェーデンの教育実践を参考にして類似の取り組みをする。 （例えば、川崎一彦ほか『みんなの教育 スウェーデンの「人を育てる」国家戦略』ミツイパブリッシング 2018年のpp.154-173参照） ・ルールの相対性とルールの変更可能性についての教育を推進する。 （例えば、児玉聡『功利主義入門』筑摩書房 2012年のpp.8-10あたり参照）</p>	<p>政治の仕組みについて必要な知識を学ぶだけでなく、主権者として社会のなかで自立し、他者と連携・協働をしながら、「社会を生き抜く力」や社会の構成員の一員として「主体的に担う」ことができる力を発達段階に応じて身に付けさせることを推進しています。小中学校においても、児童・生徒が決められたことが尊重されたり、考えたことが具現化したりする実感を伴う学びを展開しています。学校教育全体を通して「主体的に担う」ことができる力を育むことを意図しているため、文言として改めて付け加えることはしません。 いただいたご意見は大変貴重であり、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>【施策2-1】 基礎学力の向上 【施策3-1】 道徳力を身につけた 子どもの育成</p>	<p>施策2-1では、自尊感情の向上について触れられており、また、「何とかしようとする態度」が十分ではない旨の指摘があります。施策3-1では、「自分にはよいところがありますか」という質問に肯定的な回答が少ないことが指摘されています。 これらについて私は、「教育の場で、児童生徒が理由なく他者に否定されないようにし、また、児童生徒の試行錯誤が許容されるようにする」ということを盛り込み、同時に、「児童生徒が、理由なく他者を否定せず、また、他者の試行錯誤を許容するようにする」ということをも計画に盛り込むことを提案します。 児童生徒が、自分に理解できない理由で他者から否定されると、自分は否定された存在であるという印象を強くしていきます。そうではなく、理由が理解できるならば、それは児童生徒自身が改善していける可能性が出てきます。例えば、「場の空気を読み」「言わなくてもわかれ」「そういうもんだから、つべこべ言わずにやれ」といった言動を児童生徒が受けると、自身が否定されているというものは感じられるものの、その理由がわからないので、漠然とした自信喪失のみがもたらされます。 そうではなく、「なぜ今これをやらないといけないの？」という児童生徒の疑問が、誠実に取り扱われるべきです。それに対して十分に説明できる者のみが、児童生徒の指導にあたるべきです。 試行錯誤をしようとする態度を身につけていると、「何とかしようとする態度」を発揮しやすくなります。実際、乳幼児は基本的には試行錯誤によって言語や社会性を獲得していると考えられます。失敗が許容されていることこそが、成長の原動力になります。児童生徒が、例えば「不正解」を答えてしまった際に、「答えようとしたことはすごくよい！」と褒められることなしに、「お前はダメなやつだ」という意味のことを言われた場合、そもそも答えようとしなくなるでしょう。つまり、試行錯誤をやめてしまい、「何とかしよう」ともなくなるでしょう。別言すれば、正解・不正解という「結果」ではなく、考えて答えようとしたという「プロセス・努力」を評価対象にした方がよいでしょう。 （以上について例えば、増田梨花編著『絵本とともに学ぶ発達と教育の心理学』晃洋書房 2018年の第2章や、中室牧子『「学力」の経済学』ディスカパー・トゥエンティワン 2015年の第2章などを参照）</p>	<p>「生きる力」全体を捉えて共通する重要な要素である三つの資質・能力である「知識及び技能」は、「何を理解しているか、何ができるか」に関わる知識及び技能の質や量に支えられています。この指導に当たっては、教師が児童生徒の学びへの興味を高めつつ教授するとともに、習得・活用・探求という学びの過程の充実が大切です。湖南省が示している表現する力・理解する力ポイント5には、子どもの発見や疑問から出発する授業、子どもの発言で広がり深まり、課題が更新する授業、友だちの立場や考えを聞いて考え直したり、さらに考えを練り上げたりする授業等を示していることから、文言としては付け加えません。 いただいたご意見は大変貴重であり、今後の参考とさせていただきます。</p>

<p>【施策2-3】 家庭学習支援システムの構築 【施策8-1】 多様な学習機会の充実</p>	<p>施策8-1は生涯学習の文脈で学習の場を確保することを述べています。また、施策2-3では家庭学習が困難な児童生徒への支援が記されています。</p> <p>これらについて、私は「高校生・大学生等を地域で支援する」こと、とりわけ、高校生等を含めた「学ぶ人」に対する「学習スペースの確保の推進」を明記することを提案します。</p> <p>まず、おそらくは湖南市立の高等学校等がないために、この計画には高校生等への支援は特段記されていません。しかし市民の中には高校生等も存在し、彼らが市の支援の対象にならないと考えるべき理由がありません。あまつさえ、湖南市は例えば「JK課」という取り組みで高校生を「活用」しております。教育面での支援もするとよいと考えます。</p> <p>次に、湖南市において高校生等は勉学のスペースがなくて困っていると思われる。平和堂甲西中央店の休憩スペースで（本来勉強場所ではないのに）勉強する学生や、甲西駅前のコワーキングスペースで（高額の対価を払って）勉強している学生が多く存在しています。市立図書館では持ち込み勉強が禁止されていることも関連しております。</p> <p>家庭で学習すればよいという意見もあるかと思いますが、家庭にもそれぞれの事情があります。また、大人でも自宅で学習することが困難な場合があることは理解されると思います。</p> <p>近い将来に市役所が建て替えられると聞いております。この機会に、高校生等も含めた「学ぶ人」のための学習スペースが得られるような方を推進すべきかと思えます。この際、不要な混雑を避けるために、そうした学習スペースでは、例えばスマホでのゲーム等を禁止するなどの制約を課すとよいかもしれません。</p>	<p>施策2-3は、家庭学習の習慣が定着していない児童生徒に向けての支援を目的としております。この施策により家庭で学習する習慣を義務教育の間に身に付けることで、学力の向上を図ることがねらいです。支援の場につきましては、学校のほか地域で確保する取組もみられ、高校生や大学生が支援者として関わっている例もあります。施策8-1では、「市民が体系的に学び、力を発揮できる場や仕組み、参画の機会が十分ではない」という課題に対して講じる施策に言及していません。ご提案いただきました学習スペースの確保につきましては、明記はいたしません。教育施設を整備する機会などを捉えて、検討してまいりたいと考えております。</p> <p>いただいたご意見は大変貴重であり、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>【施策1-1】 主体的・対話的で深い学びの充実</p>	<p>施策1-1に主体的な学びについて記述があります。</p> <p>これについて私は、「どのような主体的な疑問も尊重される」という前提を明記することを提案します。</p> <p>児童生徒にとって、自発的に思い浮かぶ身近な疑問であるものの、従来はなかなか回答が得られないというものがあると思われ。例えば、「どうして学校の先生はエラそうにしているのか」「学校の校則をなぜ守るべきなのか」といった疑問です。こうした、まさに「主体的」な疑問を抱いた方がいる場合に、教育者が、その疑問を尊重し、丁寧に説明していくことが重要かと思えます。なぜなら、そうでなければ児童生徒が、主体的な疑問を発することは否定されると考えるようになるからです。主体的な疑問がないのに主体的に学ぶということは極めて困難です。</p> <p>また、どのような主体的な疑問も尊重するというを、教育者が児童生徒等に積極的に伝えていくことも肝要かと思えます。</p>	<p>「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業の改善を推進するためには、児童生徒が物事の中から問題を見出し、解決方法を探して計画を立て、結果を予想しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程等が大切です。これまで、表現する力・理解する力を高める授業ポイント5を示しています。児童生徒が、自分の考えを持つ・出す・交流するために、児童生徒の発見や疑問から出発する授業を大切にすると、文言があることより、改めて文言を付け加えることはしません。</p> <p>いただいたご意見は大変貴重であり、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>用語解説</p>	<p>本計画案では、末尾に用語解説を付してくれています。これは大変ありがたいと思います。</p> <p>他方で、若干わかりにくい部分もあります。</p> <p>例えば、p.6の「授業の湖南市スタイル」に注がついていますが、私は当初「湖南市スタイル」という用語が解説されていると思って末尾で探してしまいました。他方で、p.21の「いじめをなくそうサミット」に注が付されていますが、この場合には「湖南市いじめをなくそうサミット」という用語で解説されているわけではありませんでした。</p> <p>これに対して、例えば用語解説に取り上げている語はフォントを変えるなど（例えば「湖南市いじめをなくそうサミット※は」のように）の方法であれば、より一層、用語解説を参照しやすくなるかと思えます。</p>	<p>ご意見のとおり、太字に変更し、わかりやすい表記とします。</p>
<p>【施策5-2】 児童生徒への支援・相談体制の充実</p>	<p>施策5-2に、児童生徒の相談体制について記述があります。</p> <p>これについて、私は教育部局以外での相談の受付を推進した方がよいと考えます。</p> <p>例えば「いじめ」の認知件数は、学校関係者の「ムード」次第で増減するようです。すなわち、「こんなにいじめが少ないのはおかしい」と文科省に言われると増えます。そうでない場合、学校関係者の間には、「いじめ」の存在は「不祥事」があるということになってしまうのではないかと、という危惧があると思われ。</p> <p>そこで、教育部局以外（教育委員会の支配下にいない者）で相談を受けつける体制が、現実的に「いじめ」などのトラブルを早期に解決するために重要です。「縦割りの弊害」で児童生徒を苦しめることのないようにしなければならぬと考えます。</p>	<p>ご意見のとおり、児童生徒の相談体制については、学校の教員だけでなく、様々な立場、それぞれの専門性をもつ関係機関の関わりが必要であると考えます。本市では、支援・相談の窓口として、教育部局以外にも「発達支援室」「保健センター」等の福祉の窓口があり、また、来年度より「子ども家庭総合センター（仮称）」が各中学校区に設置予定です。現在、相談窓口の周知に向けてパンフレットを作成中です。</p> <p>いただいたご意見は大変貴重であり、今後の参考とさせていただきます。</p>

<p>【施策5-2】 児童生徒への支援・ 相談体制の充実</p>	<p>計画案全体として、個々の児童生徒に応じた対応が重要であることは意識されているかと思いますが、以下のような点に注意していただくをお願いしたいです。</p> <p>例えば、p. 21に次のような記述があります。</p> <p>「自尊感情の向上のために『地域の行事への積極的な参加』を呼びかけ、地域とともに子どもを育てる取組を進めていきます」</p> <p>私は、これが推進されてしまうと、地域の行事への参加で苦痛を感じる児童生徒が、「自分は行事への参加で自尊感情を上げられない、おかしな人間なんだ」と感じそうだと考えます。</p> <p>公共政策において、個々人の事情をすべて考慮することは困難であるかとは思いますが、政策担当者の方々におかれましては、「〇〇すれば、誰でもみんな△△になるはず」というような思い込み・偏見をまず捨てていただくよう、お願いしたいです</p>	<p>地域の行事への参加は、地域の主体者としての意識を醸成する貴重な機会になると考えられます。学校では、地域からの要請を受けて参加の呼びかけをしますが、ご意見いただきましたように、子どもたちには個々の事情がありますので参加の強制にはならないようにしています。</p> <p>いただいたご意見は大変貴重であり、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>【施策8-1】 多様な学習機会の充実</p>	<p>施策8-1で、生涯学習の機会が確保されるべきことが記されています。</p> <p>これについて私は「外国出身の方への学びの機会の提供に注力する」という記述を加えることを提案します。</p> <p>外国出身で湖南省に在住している方々も多くおられます。当然、出身国は多様で、各国の事情により、例えば教育水準にもばらつきがあります。これは、外国出身者が日本での社会生活を送る上で、言語や文化以外の側面でも、不利益が生じうることを意味しています。例えば、資格試験を受けようとしても、試験勉強の前提となるような知識・考え方が、他国の教育の中では身につけていないという可能性があります。</p> <p>そこで、外国出身者が、「学び直す」ということができることを保障することが社会的に意義を有すると考えます。これは、人間の成長という根源的な価値を推進するものでもあり、また、副次的に、人的資源の有効活用にもつながるものです。</p>	<p>外国出身の方への学びの機会の確保につきましては、多文化共生に関わる部署や関係団体と連携しながら進めてまいりたいと考えております。</p> <p>改めて文言を付け加えることはしませんが、いただいたご意見は大変貴重であり、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>【施策3-2】 多様性を認め合う教育の推進 【施策8-5】 人権意識の向上</p>	<p>施策3-2と施策8-5で、人権教育・人権啓発について記述されています。</p> <p>これについて、私は「現行の法令・ルールが人権を侵害している可能性を不断に考慮する」ことを、明示することを提案します。</p> <p>2019年に、旧優生保護法に基づいて強制不妊手術を受けさせられた被害者を救済する法律が成立しました。これは、過去において法令にのっとり行なわれた強制不妊手術が人権侵害であったことを反映しています。</p> <p>同様に、現行の法令やルールが人権侵害になっていないということは担保されません。この点を不断に検討していくことが、公共セクターに当然求められると思いますが、児童生徒や市民においても、人権侵害の疑いのある法令・ルールを指摘できる素養を身につけられるようにするとよいかと思えます。</p>	<p>社会の進展・人権意識の向上に伴い、過去の法令やルールが人権侵害であったことが明らかになったことは事実です。このようなことを繰り返さないよう定期的な点検を行い、地域や時代のニーズにあった資料や教材の開発・研究を行います。</p> <p>いただいたご意見は大変貴重であり、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>【施策3-2】 多様性を認め合う教育の推進 【施策8-5】 人権意識の向上</p>	<p>施策3-2と施策8-5で、人権教育・人権啓発について記述されています。</p> <p>これについて、私は「身近な実例をもとにする」ことを明示することを提案します。</p> <p>2018年9月に湖南省国際協会の構成員は私の眼前で人権侵害に当たる言動をとりました。これは人権について学ぶ際の生きた実例になります。同様に、人権問題について、語り合いたい方はたくさんおられると思います。こうした身近な実例から学べることは多くあるので、湖南省が人権問題に後ろ向きでないのであれば、それを生かしていただけるはずだと思います。</p>	<p>ご意見のとおり、人権に関する身近な実例から学べることは多いと考えます。施策3-2にあります湖南省人権教育ネット推進事業では、障がいのある人、外国人、性的マイノリティ等の方から話を聴く活動や研修を行っています。また、施策8-5にもありますように、人権まちづくり会議や人権まちづくり懇談会は、市民の皆さんが、身近な人権課題についてお互いに語り合える場として設けられています。今後もそのような機会の提供に努めるとともに、いただいたご意見については大変貴重であり、今後の参考とさせていただきます。</p>